



場 順一
所 役 者 田 深
行 町 任 深
発 垣 責 長
岡 垣 町 長



明けまして

おめでと〜いございます

岡垣町長 深田 順一



昭和四十七年の新春を迎え、町

民の皆様とともに、お祝い申し上げます。
各位の御支援を受け、町長として、町政執行の重責を担って、ここに二年有年月、明るい町づくりと、清潔な政治姿勢をモットーにして皆様の御要望に應えるべく、日夜努力を重ねて、まいりました

とどいたら、ます、とじましよう

が、顧みてその成果の微々たることに汗顔の思いでございますが、幸い各位の御協力の下に大過なく昭和四十七年を迎えることが出来たことを心から感謝申し上げます。

近年福岡、北九州都市圏の膨張など、本町をとりまく条件は、目まぐるしく変動し、急激に発展の一途をたどっていますが、当時の態様は、都市化区域と農村区域が、交錯する区域で町域経営のむづかしさが痛感されます。しかし



年頭にあたり

謹しんで

新春の御祝詞申し上げます
皆様にはよい御正月をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

かえりみまして旧年中は、格別の御支援をいただき四度議席を与えられ、再度議長としての重責をにない感激のほかにありません。

新年を迎え一層感を新に過去を顧み将来を展望して、より豊に、より確実な岡垣町政に皆様の代表

ながら本町の人口約一万八千人毎年八百人程の人口増加にみられる如く、福岡、北九州市の中間に位置するベッドタウンとして、日々町勢の伸張を見ていることは、御同慶にたえないところであります。しかしながらそれにもなう道路教育施設の整備、住民福祉に直接つながる環境衛生の諸問題等重要問題が山積していますが、町民各位の御指導と御協力により、諸問題の解決に努力することを誓い年頭の御挨拶といたします。

としての責務を果して期待にそいたいものと、念願いたしております。

- この機会に紙上をかりまして、町政の一端を述べますと、先づ、
- ① 宅地造成に伴う滑掃、上下水道の完備、
 - ② 町道の新設整備備装、
 - ③ 国道三号線バイパス及び一九九号線完成促進、
 - ④ 講堂並びにプール等教育施設の充実、
 - ⑤ 老人憩の家建設、
 - ⑥ 曲角に來た農政問題
 - ⑦ 駅周辺の総合開発、
 - ⑧ 西部地区観光開発、
 - ⑨ 生保の級地引き上げ
 - ⑩ 電話線二、二〇〇回路増設、
 - ⑪ 奥海老津水道問題、
 - ⑫ 東部地区公民館建設、等々山積する問題をかかえています。皆様の御協力によりまして一歩一歩往みよい町づくりに前進したいと念じております。
- 又広域行政としては、水巻、遊賀、芦屋、岡垣の四町組合施設と

して、し尿処理場、伝染病院が、すでに完成を見ている処であります。引続きゴミ処理、火葬場、消防関係についても、民生安定の見地から本年中にはぜひ施設の完成に努力してゆきたいと、考えております。

何卒、倍旧の御教導と、御叱咄のほどを心からお願ひいたします。

福祉年金制度

岡垣町議会議長 木原善次

福祉年金は次の四種類の年金からなっておりますのでそれぞれ簡単に説明します。

- 一、老齢福祉年金
七〇歳になったとき(障害の状態にある人は六五歳になったとき)に支給されます。
 - 二、障害福祉年金
自分で日常生活の用をたすことのできない程度の重度の障害の状態にある二〇歳以上の人が、次の要件のうちどれか一つに該当するとき支給されます。
- (1) 国民年金制度ができる前(昭和三十四年十一月一日前)からすでに障害の状態にあつたとき。
- (2) 国民年金の被保険者となる前の負傷や病氣によって障害の状態になつた場合で次に該当するとき。

ア、その負傷や病気をはじめて医者にみてもらった日が昭和三十六年四月一日前であるとき。
イ、その負傷や病気をはじめて医者にみてもらった日が二〇歳に達する前であるとき。

(3) 国民年金の被保険者となった後に、負傷または病気がかり障害の状態になったばあいで加入の期間が短かいため、拠出制の障害年金を受けられないとき。ただし保険料を滞納してはいけません。
(4) 国民年金の被保険者でなくなつたばあいで一定の保険料を納めているとき。

(5) 明治四十四年四月一日までに生まれた人が昭和三十六年四月一日以後に負傷または病気がかり障害の状態になったとき。
年額四万八千円（昭和四十六年十一月改正）

三、母子年金

夫と死別した二〇歳以上の妻が、義務教育終了前の子または二〇歳未満で重度の障害の状態にある子を養っている場合で次の要件のうちどれか一つに該当するとき支給されます。
(1) 昭和三十六年四月一日前にすでに夫と死別しているとき。
(2) 国民年金の被保険者となった後に夫と死別したばあいで、加入期間が短かいため拠出制の母子年金を受けられないとき。ただし保険料を滞納してはいけません。

(3) 明治四十四年四月一日までに生

まれた妻が、昭和三十六年四月一日以後に夫と死別したとき。
年額三四、八〇〇円（昭和四十六年十一月改正）子供が二人以上いるときは二人めから一人につき年額四、八〇〇円が加算されます。

四、準母子年金

夫、男子たる子、父または祖父と死別した二十歳以上の祖母や姉に母子年金と同じ要件に該当するとき支給され年額についても同様です。

五、次のような場合は、金額又は一部について支給の制限を受けません。
(1) 公的年金を受けているとき。
(2) 受けている公的年金が普通恩給、普通扶助料、退職年金など一般の公的年金でその受けている年金が福祉年金の額をこえる場合は金額が福祉年金の額より低額であるばあひその差額が支給されません。

(3) 受けている公的年金が戦争公務にもとづく公務扶助料、増加恩給などであるときでその年金額が一七〇、七〇〇円以下であるときは金額支給停止ただし、公的年金と福祉年金の額をあわせて右の金額をこえるときはそのこえる部分について支給停止。
(4) ある程度の所得があるとき。
(5) 受給者本人に前年において三五万円をこえる所得があるとき金額支給停止。
(6) 扶養義務者にある程度の所得があるとき。

あるとき。

世帯更生資金制度

県社会福祉協議会では国及び県の助成をうけて、低所得者階層の経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため世帯更生資金制度が昭和三十六年度に発足、低利な貸付であるので非常な効果を發揮しています。その大要は次の通りですので改めて御知らせ致します。

- 記
- 一、窓口及び指導担当 地区民生委員
 - 二、町の窓口 町社会福祉協議会（町民生課内）
 - 三、資金の内容
 - ① 厚生資金生業費（最高四〇万円迄）
 - ② 住宅資金改修費（最高三〇万円迄）
 - ③ 災害援護資金（最高一五万円迄）
 - ④ 修学資金（高等学校月一、五〇〇円、国公立短大月三、〇〇〇円、私立短大月四、〇〇〇円）
 - ⑤ 療養資金（最高一五万円）

社会福祉協議会へ

香典返しとして御寄附有難う御座います。

記

- 一、吉木区 故三浦数雄殿 61才 昭和46・12・2、死亡
- 三浦トセ殿より
- 一、新松原区 故吉田経広殿82才 昭和46・12・6、死亡
- 吉田一夫殿より
- 一、三吉区 故中村猛殿 71才 昭和46・12・24、死亡
- 中村次郎殿より
- 一、東黒山区 故岩崎サヨ殿74才

昭和46・12・2、死亡
岩崎信雄殿より

社会福祉協議会並に
老人クラブへ御寄附

- 一、百合ヶ丘区 故淵脇寛殿79才 昭和46・12・17、死亡
- 淵脇 弘殿より
- 一、波津区 故宗岡トコノ殿88才 昭和46・12・21、死亡
- 宗岡 厚殿より
- 一、新海老津区 故中村サキエ殿82才 昭和46・12・22、死亡
- 中村幸生殿より



第四回定例議会は十二月十日招集され会期は十二月二十三日まで十四日間と決定、次の議案が可決された（二十一日で議案の審議が全部終了したので会議規則第六条によって会期は閉会された）

議案第八三号
炭坑離職者緊急就労対策事業請負契約変更について

- 1、変更契約の目的
- 緊就事業新松原線舗装工事当初延長四七六米変更延長五二〇米
- 2、変更契約の方法
- 当初契約の相手方と随意契約
- 3、契約金額
- 当初 一四、七三三、〇〇〇

門也
変更 一七、七八八、〇〇〇
門也

4、工期

当初 自S 46年 4月 1日
至S 47年 1月 20日
変更 自S 46年 4月 1日
至S 47年 3月 31日

5、変更契約の相手方

岡垣町海老津小西建設KK
代表取締役 小西直行

6、支出科目

昭和46年度一般会計労働費
議案第八四号

岡垣町漁港管理条例の制定につ
いて

漁港法第二六条の規定に基き
波津漁港の維持管理について
必要な事項を定めるもの

議案第八五号

防風保安林の解除について

岡垣町大字原大松六七〇番地
約一〇〇〇〇平方米を岡垣町老
人恩の家建設用地(一部道路
敷)として防風保安林の解除
をしたい

議案第八六号

山田小学校防音鉄筋増築工事請
負契約について

1、契約の目的

2、契約の方法

3、契約金額

一八、八〇〇、〇〇〇円也

4、契約の相手方

北九州市八幡区陣原三丁目
日本地所建設KK吉田義弥

5、工期

自昭和46年 11月 29日
至昭和47年 3月 20日

6、支出科目

昭和四十六年度一般会計教育
費校舎改築事業費

議案第八七号

昭和四十五年度岡垣町一般会計
歳入歳出決算認定について

議案第八八号

昭和四十五年度岡垣町特別会計
国民保険歳入歳出決算認定につ
いて

議案第八九号

昭和四十五年度岡垣町特別会計
農業共済事業歳入歳出決算認定
について

以上三議案地方自治法第二三三
条第三項の規定により議会の認
定に付する

決算審査意見書

1、審査の対象

昭和四十五年度町一般会計特
別会計歳入歳出決算及関係帳
簿証書類

2、審査の期間

昭和46年 8月 23日より今月 24
日まで

3、審査の総括意見

提出された各決算書につき諸
帳簿並に証憑書類とともに審
査を行なった
(1)帳簿並びに証憑書類につい
ては記帳整理共に良好であり

計数面に於ても正確であると
認めた

(2)決算書に就いては、歳入歳
出共に適正に処理されており
この決算書は正当なものであ
ると認められた。なお決算に当
てて細目にわたり付記に細説も
記載してあり適切と認められた。

(3)一般会計、特別会計とも予
算の範囲で決算がなされてお
り、当を得た処理であると認
める。

昭和46年 8月 24日

監査委員 松丸源吾

監査委員 花田 満

議案第九〇号

里道の交換変更について

次のとおり里道の交換変更をした
いので地方自治法第二三八条六項
の規定により議会の議決を求め
る。県道野間須恵線新設にともない
里道の交換変更の必要を生じた
ため

1、交換の相手方

岡垣町大字高介 大村政夫

全 早川 昇

2、道路の所在及び数量

(旧)岡垣町大字高介字地久二七
九の三と二七八の二

(九九、三三二)

(新)岡垣町大字高介字地久二九
六二九七の九九、三三二

不思議について

花田重郎

人間の世界には不思議なことが余
りにも多いように思っています。

縮密な計画を慎重な注意でやった
ことが何と思われぬ悪結果となって
表われた時、これはたまらん、こ
れは不思議と云います。

交通事故で他人は怪我したのに、
自分丈一人助ったとすると、不思
議に助ったと云って喜びます。

この二ツ共、それなりの理くつが
ある筈であります。そんなこと
考える暇もなく不思議で片付けて
仕舞う。

その方が簡単で、手取り早いから
でありましょう。

このように不思議と云う言葉が、
簡単に使われる、日本の言葉は關
法に出来ていると云へましよう。

世界の人々は皆、口では平和を願
い、戦争のない生活を望んでいる
と云っています。然しほんの少数
の戦争によって、儲かる者の指導

で世界の各国は軍備を固めて戦争
の準備をしております。

このことを、私はほんとうの不思
議と思っております。平和と戦争
は全く正反対である筈なのに、平
和のための軍備であって、軍備の

平衡行の上に、平和の維持がある
とする理くつは理に合っていない
不合理であると思えます。この
不合理が罷り通ると云うこと程不

思議なことはありません。

日本の自衛隊を憲法違反とする人
達に反して、憲法は自衛権まで否
定しておらんと云って四次防、五
次防とだん／＼拡大強化して行き
ます。この自衛隊の拡大強化は戦
争につながるものとして、私は戦
争の恐ろしさを思い出して、これ
でよいのかと思っております。

歎異抄の「弥陀の誓願不思議にた
すけられまいらせて往生をばとぐ
るなりと信じて念仏申さんと思
いたつ心のおこる時、すなわち損取
不捨の利益にあずけしめ給うなり
」とあります。たったこれだけの
言葉で真宗の要諦はすべて云いつ
くされているのであります。

そんな大事な短い言葉の中の不思
議と云う字は實際果報ものと思わ
れてなりません。

然しながら私には生命又はたまし
いの来世とか後生とかがわかりま
せんのでピンと来ません、それは
迷とかうたがいとかなのためであ
りましよう。ところがこの年では死

期が近いのでその間に信心獲得出
来そうもありません。だからと云
って私は私なりに結構生きていて
毎日を悦んでおりますから信心獲
得なくしても別に／＼やんでも居
りません。

誰かよか知恵を教えてください。



駅伝とマラソン

十二月十九日の日曜日、十時の時報を合図に、第二十一回公民館対抗駅伝出発、二十一軒を五人で力走。例年十三チーム位出ているのに今年是不幸にして六チームの出場しかなかった。

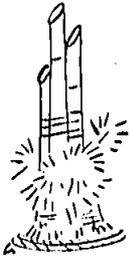
反省会で「各区の区長さん、体育委員さんの奮起を望む」声が多かった。実際相撲とか駅伝の選手は、区長、体育委員さん方で調整し、すすめてやらないと出来な

い。 據塚は三チーム出し。十五連勝を記録

- 結果
- 優勝 據塚 A 二位 東松原
 - 三位 岡中 四位 據塚 B
 - 五位 吉木 六位 據塚 C

- 区間賞
- 一区 據塚 野田 均
 - 二区 石松 実
 - 三区 東松原池之上 満
 - 四区 坂本京一
 - 五区 據塚 入江秀敏

当日十一時四十分から、吉木田口モーター前を出発、五十代以上二軒、四十代三軒、三十代四軒、二十代五軒のマラソンをする



郡駅伝に声援を

一月二十三日十時、岡垣町役場を出発し、吉木、元松原、一九九号線、内浦、垂水峠下折り返し(十軒)、吉木田口前、西山田折り返し(四軒)、吉木田口、東黒山折返し(八軒)の郡駅伝大会をします。

中学生、青年、高校生等一般で頑張ります。声援してやって下さい。 公民館

湯川山登山 (予告)

今のまゝでは体がなまってしまふからとの要望が多いので、寒い時ながら湯川山登山をします。当日雨天だったら二月二十日の日曜に延期します。雨が降ったり雪が降ったりおれば延期しますが、湯川山に雪がつもつていても、晴れておれば実施します。 寒くとも登っておれば汗をかく位です。 ですから多勢参加下さい。

記

日時 二月六日

内浦バス停十時集合

(海老津九時五十分下りバス) 宗像郡界の尾根を登り、頂上でフオークダンス(一分で覚える) 下りは新道路を歩く。 弁当、水筒、バス賃を御持参下さい。 公民館

体力づくり

(10)

体力

体力とは、人間行動を営むため身体的並びに精神的な能力である。人間はただ生きているだけでなく、元氣よく、健康で、仕事に精を出し、社会のため、家庭のため働かねばならない。それにはどうしても体力がいる。

体力とは腕角力が強いとか、体が大きいとかだけではない。内臓機能が丈夫で疲れないとか、同じことをしても疲労回復が早いとか、持久力があり、ねんばりがあり、がんばりのきくことの方が大切である。

その体力は大きく分けて、行動体力と防衛体力とに分けられる。

(一) 防衛体力

- 暑さ、寒さ、湿気、雨、細菌、ウイルス、疲れ、悲しみ等、生命をおびやかす外界のいろいろな刺激(ストレス)に対抗し、健康を維持しようとする体力を防衛体力という。
- ① 免疫性 免疫は感染に対して不感受性の状態のことで、病気に対する一つの抵抗力をさす。これも自然免疫と獲得免疫がある。
- 自然免疫は先天性免疫ともい

い、個体が生れながらに持っているもので、種属、年齢によっても違う。

たとえば、人間には伝染する感冒、麻疹、チフスには動物はかからない。逆に牛ペスト、豚コレラには、人間は自然に免疫性をもっている。

年令差としては、人間は一生に一度は麻疹にかかり、その子は生後しばらく免疫性を持っているが、四〜五才になり免疫性が弱くなる。とかかり、一度かかると生涯かからなくなる。

人為的後天免疫は、普通百日咳のワクチンのように、抗体をもつ血清を注射して免疫を移入する。

② 低圧耐性

高い山に登れば、山岳病、山酔いを起したりするが、呼吸を早くしたり、貯蔵している血を動員したりして、高い所——低気圧に順応する力をもっている。

③ 寒冷耐性

人間は寒くなると火をたいたり、厚着をして対処するが、身体自体も、皮膚の表面の毛細管が収縮して、血の流れを制限し放熱を防げ鳥肌がたつ。

寒冷への耐性は酷寒地の動物が強いが、これは防熱度の大きい毛皮のためだが、人間でも皮下脂肪は防熱作用があるので、その厚い女性の方が耐寒性が強い。

④ 高温耐性

高温に対しては、汗を出して熱

を放散させる。肥満している人は放熱効率が低いので高温耐性は弱い。

(二) 行動体力

外界に積極的に働きかける身体能力を行動体力といい、仕事や運動を遂行する能力であり、エネルギーを生産する能力である。

エネルギーは、筋力、持久力、敏捷性などの形で行動体力の構成要素であり、運動や作業をする能力の基盤である。

① 筋力

筋力とは、筋が収縮して出す力である。この筋力は筋の横断面積に比例する。

② スピード

スピードとは、単位時間に物が移動した距離で、運動の早さである。

疾走する時のスピードは、足を中心にした筋に収縮と弛緩を与え、体に強い推進力を与えねばならない。それを敏捷性とパワーが要求される。

③ パワー

単位時間当たりの仕事量々と定義され、力とスピードの掛け合わされたもので、瞬発力(瞬発的に力を出し運動を起す能力)と同義に用いられることが多いし、垂直跳びでテストできる。

④ 持久力

筋がどれ位長時間作業を続けられるかという能力で、作業するエネ

ルギー源は、血によって筋に送られた酸素で与えられている。

⑥ 調整力

目隠しをした猫でも、空中にさかさにして放り出しても、ちゃんと四肢を地面についてたつ。これは地球の重力の方向に対する刺激が反射となって表われたもの。

反射に上手、下手はないが、随意運動になると上手下手が起きてくる。

④ 平衡性

身体をある姿勢に保つ能力だが、日常生活でもスポーツでも、動作の美、動作の能率、安全の点で平衡性は重要なものである。

姿勢維持は姿勢反射で無意識的に行なわれる。体操の選手やバレリーナがいろんなポーズで、バランスをくずさずささいなのはトレーニングの結果である。

⑦ 柔軟性

ダンスや体操では特に「柔らかく動く体」が要求される。柔軟性は発育と共に高まり、十七才頃ピークに達し、それ以後又減少する。

④ 敏捷性

身体全体又は一部をできるだけ速く動かす能力のこと

④ 巧緻性

動作を目的にそうように巧みに動かすことで、腕や指など体の一部のこともあり、体全体の時もあれば、走る、跳ぶ、投げるなど比較的簡単な動作もあれば、オルガ

ンを弾く時のように指と足を協応させて、一つの目的を達するような場合もある。動作の型の組み合わせが多くなればなるほど、巧緻性は重要。



片山古墳群

昭和四十四年手野片山(遺蹟病院前バス停の山の上)に、依口和敏氏が蜜柑園を造成中、古墳が十四基みつかったので、工事は一時中止してもらい、―― 実際は蜜柑の植付を一年延期―― 一四月から十日間、県教育委員会文化課が緊急調査する。依口氏はその内九号墳を現型のまま、保存して頂いているので、

それに感謝すると同時に、県の調査報告書をもとに略記する

第九号古墳 (現存)

石室 (箱或いは遺骸を納める室) 長さ一、九米、巾〇、七米、天井石までの高さ一、〇五米、天井を五枚の板石で覆っている。遺物 竪穴系横口式石室と呼ばれる型で、終戦後この古墳から短甲(鉄製のよろい)が二領発見され、岡垣中学校に保存されている。

以上のことからこの古墳は、五世紀後半から六世紀前半につくられたものと思われる。

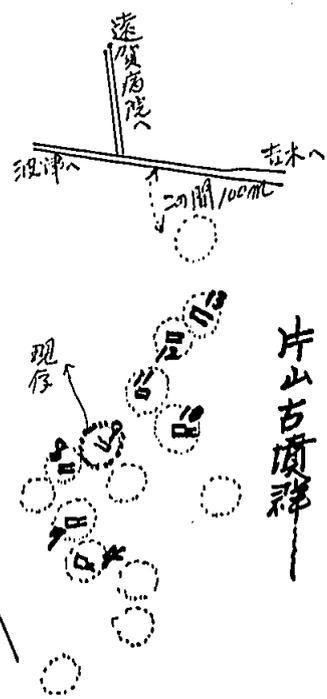
第十号古墳

石室 南東に口のあいた単室横穴式石室で、玄室は長さ二、三米、巾は奥の方で一、八四米、敷石はあ



11号墳石室全景

調査済のものに数字を記入する



片山古墳群

らしいが盗掘でとられている。高さ一、二米、天井は三枚の大有二、〇五米の梁道もある。

第九号墳に比べ石室の巾が略二倍となり、複数の遺体を並行葬出来るようになっていた。

遺物

遺物は須恵器が出ただけで、盗掘されているとはいえず、少な過ぎる。最初から沢山は副葬されなかったとも考えられ、この傾向は片山古墳群の特色。

出土した須恵器は七世紀のもの、この十号墳は六世紀末のものと推定されるところから、須恵器は追葬の時副葬されたのである。

第十一号古墳

石室

この古墳だけが、調査古墳唯一の小形竪穴式石室で、盗掘されていない。長さ二、二米、巾は〇、

四〇、六米高さ〇、六〇、六五米に石が積み上げられている。遺物 遺体(全然形もなくなっている)の右手側に鉄剣一振りが出されただけ。刃わたり五〇糎、刃巾三、五糎、厚さ七糎、莖長さ三、三糎。

第十二号古墳

北西に開口する小形横口式石室で、長さ二米、巾八〇糎、高さ八五糎。遺物 直刀、平棟平造りで、厚さ十糎刃巾四三糎、刃わたり八三、九糎全身一〇一、七糎の長大な刀

この外直刀、鉄鏃二十数本、鉄斧、不明鉄器等が出土した。これらからこの古墳は、五世紀後半代とみられる。

まとめ

手野、内浦一帯は数百基の古墳の群集する地域で、県下でも屈指のところだが、本格的な調査ができていない。

今から千五百年位前、内浦から吉木にかけての平地で、農耕生産がどれくらいあつたか、古墳といえは割に上流の墓だが、それをかくも深山宮み得る経済的基盤は何であつたか、多くの疑問を残したままである。

公民館

海外移住への

知識を深めよう(3)

南米へ移住する場合の資格と条件、日本と事情を異にする未知の世界に移住し、自己一代の運命を開拓するのですから、健康とたくましい開拓精神と開拓に必要な資金が必要であるということはいうまでもありません。移住者としての条件は国別、移住先別によって異なりますが一般的条件はおよそ次のとおりです。この資格、条件は一部変更になることがありますので、移住相談(47年度は3月に予定)の折に詳しくお尋ねください。

(一)農業移住者

(1)農業技術、または農業経験を有する者であること。

(2)開拓意欲が旺盛であること。

(3)家族構成はおおむね次のとおりであること。

りであること。

・ブラジル国の場合 満50才未満の一夫婦を中心とし、一家族のなかに満15才以上50才未満の稼働力が三人以上あることが望ましい。特に携行資金、経験その他の条件が十分な場合は、夫婦二人でも認められます。単身者の場合は満18才以上です。

・パラグアイ国およびボリビアの場合 一夫婦が中心で、その親子兄弟で構成され、稼働力が三人以上であること。ただし開拓能力、携行資金等が十分であると認められた場合は、夫婦のみでも審査のうえ認められます。

・アルゼンチン国の場合 一夫婦が中心で妻子および夫婦の父母兄弟までをもって構成された7人までの世帯で、なるべく稼働力が豊富であることが望ましい。ただし夫婦のみでも開拓能力、携行資金等が十分であると認められた場合は考慮されます。

(4)家族全員が身体強健で肉体的欠陥、悪癖のない者で次の疾病のない者 伝染病、トラコーマ、ライ病、結核性疾患、ガン、感染期にある性病、精神病、アルコール中毒、あるいは酒乱麻薬中毒、遺伝性疾患、盲聾、不具瘡疾、慢性胃腸障害、腺病体質、その他労働に支障があると認められる身体機能障害。

(5)思想緊実で犯罪およびその他の反社会的行為をしたことのない者であること。

者であること。

(6)永住の目的で渡航する者であること。

(7)自営開拓者は所定の生活保障金および営農資金の携行ができる者であること。

(8)自営開拓者は所定の土地購入資金の準備があること。

(9)再び移住しようとする者については国の定める渡航費支給基準により判定支給される。

(10)指名雇用契約移住者は十分な携行資金の準備できる者。

※青年自営開拓移住

18才~25才の青年四名により構成、メンバー一人に対して一ロット(一ロットの面積は第二トメアス移住地は25ヘクタール、イグアス移住地は30ヘクタール、オキナワ移住地は3.5ヘクタール)

(二)技術移住者

求職連絡と求人連絡の二方式であつて求職連絡の場合には次の条件を備えていることが望ましい。

(1)年令満21才以上

(2)経歴はその当該専門職種について三年以上の経歴を有していること。

(3)学歴は工業高校、その他専門学校卒業以上の学歴を有していること。

(4)求人連絡の場合は求人側の条件によります。

(5)身体強健で入国法規の定める

病氣および身体欠陥のない者。

(6)犯罪その他反社会的行為をしたことのない者。

※移住先国の事情

(一)ブラジル国の概要

ブラジルは南米大陸の東部に位置し、同大陸の約半分(47%)を占め、その面積は約851万平方キロメートル、日本の約23倍の広さで南米第一の国です。この国は西暦一五〇〇年ポルトガル人によって発見され、植民地となりました。一八二二年ポルトガルから独立し、王政をとってきましましたが一八八九年共和国制をとり現在におよんでいます。正式の国名はブラジル連邦共和国とい二三州、一連邦区および四つの連邦政府直轄区から成立しております。国家の統治は大統領が行っており、その任期は四ケ年です。連邦政府は国家全体の問題を主管し、各州政府は軍事、外交を除いた州全体の問題を連邦政府から独立して執行しており、自治権を持つていくことが特徴です。ブラジルは広大な国土、天然資源の豊富さと多様性から外国からの投資および企業進出が盛んで、南米の経済開発に主要な役割を果たしており一九六〇年四月にはブラジリアに首都を移すなど国土開発にも総合的な施策を強力に実施し、南米第一の大國として若々と発展しつつある國です。

(1)住民 人口は約一億といわれており、人種構成は白人、インディア、黒人およびこれらの混血などで割合は白人が52% 褐色27% 黒人15%、その他6%といわれています。

(2)産業 19世紀までのブラジル産業史を大きく分けますと、北東部地方の砂糖時代(16~17世紀)中部高原地方の黄金時代(18世紀)、南部地方のコーヒー時代(19世紀)となり、経済と社会文化の中心もそれに應じてそれぞれ地方へ移り変ってきております。ブラジルの主要産業は農牧業であり、全職業人口の4%しか開拓されていますが、まだ封建的大地主制度は根強く残っています。輸出品の第一位はコーヒー(総額の58%)であり、棉花、ココア、砂糖などを含めれば輸出総額の80%が農産物で占められています。

工業関係では特に第二次世界大戦を契機として飛躍的に開発され、なかでも製鉄、自動車、繊維、パルプ工業が盛んになっています。

(3)文化 言葉はポルトガル語(他の中南米諸国はスペイン語)を話し、ポルトガル文化が主体をなしていますが、原住インディオとアフリカ人の文化が加味され、さらにフランス文化の影響もうけています。

(つづく)